

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年9月まで
申立期間の国民年金保険料は、私が自治会長に持参して納付していた。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金に任意加入した昭和42年7月31日以降について、申立期間及び平成元年10月を除き、国民年金の加入期間は国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法、納付時期及び納付場所等を詳細かつ具体的に記憶している上、申立期間における生活状況に変化は無く、申立人の夫及び申立人には相当の収入があり、保険料を納付するのに十分な資力があつたものと推認されることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付が困難であつたとは考え難いため、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 46 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 46 年 4 月まで

国民年金については、昭和 45 年 5 月ごろ、母が町内会の集金人に加入手続をお願いし、私は母と一緒にその集金人に国民年金保険料を納付していた。

納付し始めて 1 年ぐらい経ってから、集金人から市役所で手帳を作るように言われたので、市役所で手続をした。

結婚後、市役所で国民年金の氏名等の変更手続を行う際に、国民年金手帳に挟んでいた申立期間中の領収書を市職員が確認し、手帳取得日より 1 年前から国民年金保険料を納付していると言われた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後も任意加入で保険料の納付を継続し、昭和 52 年 3 月からは口座振替で保険料の納付を行うなど、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 52 年 4 月に結婚後の国民年金の氏名及び住所変更の手続を行った際に、市職員が申立人の国民年金手帳に挟んでいた申立期間中の領収証を見て、手帳の取得日より 1 年前から国民年金保険料を納付していると言われたとしており、当時の状況を詳細に記憶している。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとする集金人は、A 市の回答により、申立期間当時の国民年金委員であったことが確認できる上、申立人が一緒に納付していたとする申立人の母親の申立期間に相当する保険料は納

付済みとなっていることから、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 54 年に結婚し、私が国民年金に未加入だったことを知った妻は、1 年以内の国民年金保険料は納付できると聞き、すぐに国民年金の加入手続を行った。町内放送で国民年金保険料の集金案内が行われており、申立期間の保険料と月々の保険料を一緒に集金場所の公民館に持って行っていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張している申立人の妻は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと思われるとともに、町内放送で国民年金保険料の集金案内が行われており、申立期間の保険料を集金場所の公民館に持参したとの主張も、集金場所の公民館の近隣住民が証言する状況と合致しているなど、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社の資格喪失日が平成16年7月31日となっているとの回答をもらった。同社には、同年7月31日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及びタイムカードの記録並びに雇用保険の加入記録から、申立人は平成16年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成16年6月の社会保険庁のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成16年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで
20歳になったときに友人に勧められてA市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳を受け取った。昭和51年3月までA市の自宅に集金に来ていた男性に国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったとき同居の友人に勧められて国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳を受け取ったと主張しているが、同友人の証言を得られず、申立内容を確認することもできない。

また、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、保険料の納付方法及び金額に関する申立人の記憶は曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年11月ごろに払い出されていたことが確認でき、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
申立期間については、A 市役所から納付勧奨の通知を 2 回もらったので、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて 2 回ほど同市役所で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻の国民年金保険料と一緒にまとめて 2 回ほど A 市役所で納付したと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期についての記憶が曖昧である上、申立人が A 市役所でまとめて納付したとする申立期間に係る国民年金保険料額と実際の保険料額とは大きく相違している。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付したと主張しているが、申立期間については、申立人の妻も申立人と同様に未納となっている。

なお、申立人の所持する国民年金保険料の領収書により、昭和 40 年度の保険料を昭和 42 年 7 月 26 日に、41 年度の保険料を 42 年 5 月 22 日にまとめて納付していることが確認できることから、申立人が 2 回ほどまとめて納付したとする保険料は、40 年度及び 41 年度の保険料であったのではないかとみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
申立期間については、A 市役所から納付勧奨の通知を 2 回もらったので、夫が、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて 2 回ほど同市役所で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金保険料と一緒にまとめて 2 回ほど A 市役所で納付したと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期についての記憶が曖昧である上、申立人の夫が A 市役所でまとめて納付したとする申立期間に係る国民年金保険料額と実際の保険料額とは大きく相違している。

さらに、申立人の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付したと主張しているが、申立期間については、申立人の夫も申立人と同様に未納となっている。

なお、申立人の所持する国民年金保険料の領収書により、昭和 40 年度の保険料を昭和 42 年 7 月 26 日に、41 年度の保険料を 42 年 5 月 22 日にまとめて納付していることが確認できることから、申立人の夫が 2 回ほどまとめて納付したとする保険料は、40 年度及び 41 年度の保険料であったのではないかとみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 62 年 3 月まで
昭和 51 年ごろ、A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は同支所又は金融機関で納付した。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 4 月以降に居住した C 村で払い出されていることが推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無く、国民年金保険料の納付状況に係る申立人の記憶も曖昧であるため、申立期間に係る保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成3年7月までの期間及び4年4月から5年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年9月から平成3年7月まで
② 平成4年4月から5年8月まで

年老いてから苦労しないように、65歳まで国民年金保険料を納付し続けた。申立期間の国民年金保険料は納付書と一緒に町内の事務方のAさんに持参していたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、いずれも申立人が60歳になった以降の任意加入の対象となる期間であるが、申立人は任意加入の手続をした記憶が無いとしている上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、当時国民年金委員であったA氏に納付書とともに持参していたと主張しているが、同氏は「申立人が保険料を持参していた記憶はあるが、その時期は覚えていない。」としているとともに、B市及び社会保険事務所の記録では申立期間は未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月23日から20年8月25日まで
申立期間については、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から8か月後の昭和21年4月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後のページに記載されている者のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和20年8月の前後2年以内に資格喪失した50人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち9人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。